

## FASF セミナー「有価証券報告書作成上の留意点（平成26年3月期提出用）」の開催



平成26年3月期の有価証券報告書セミナーを4月1日（火）～11日（金）にかけて東京（3回）、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡の9か所で計11回開催し、参加者は約3,000名と多数の方にご参加いただきました。

本セミナーでは、まず、金融庁総務企画局企業開示課より「ディスクロージャー制度をめぐる最近の動向等」として、「有価証券報告書レビューの実施と有価証券報告書の作成・提出に際しての

留意事項」、「リスクマネーの供給促進を図るための制度の見直し」、「財務諸表等規則等の改正」について、講演が行われました。

次に、財務会計基準機構（FASF）より、平成26年3月期の有価証券報告書の作成上の留意点について講演を行いました。本セミナーでは、昨年度の「有価証券報告書の作成要領」からの改正点の概要や留意点を説明する前半パートと、単体開示の簡素化を目的とした「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という）」等の改正について説明する後半パートに分けて説明を行いました。

前半パートでは、「経理の状況」における「退職給付に関する会計基準」等の改正に伴う変更点を中心に説明し、その他、実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の公表に伴う変更点、「連結株主資本等変動計算書等の様式の改正（縦書きから横書きへの変更）」及び「税効果会計に関する注記」等の項目の記載事例と留意点の説明を行いました。加えて、「企業の概況」の「特定上場会社等の場合の事業の内容における記載」の留意点の説明も行っています。

後半パートについては、平成26年3月26日に公布・施行された財務諸表等規則に基づいた別冊資料を用いて説明を行いました。まずは、単体開示の簡素化の内容の全体像を説明し、続いて、全社に係る事項の留意点と、今回の改正により新たに設けられた区分である特例財務諸表提出会社に係る留意点について説明を行いました。

※「平成26年6月第1四半期報告書の作成上の留意点」のFASFセミナーは、6月11日（水）～23日（月）にかけて開催。